

## 健康保険及び厚生年金保険における新規適用届等に係る 事務の取扱いについて

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第106号）が平成27年5月27日付けで公布され、平成27年6月1日から施行することとされました。

改正省令の内容について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 新規適用事業所の届出

健康保険及び厚生年金保険に係る新規適用届における届出事項に次に掲げる事項を追加すること。

- (1) 当該事業所の「法人」、「個人」、「国・地方公共団体」の該当区分
- (2) 当該事業所が法人であるときは、
  - ア 法人に係る特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号（会社法人等番号）を有するときは、その番号
  - イ 本店・支店の区分
  - ウ 内国法人・外国法人の区分

#### 改正の趣旨

短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大（別紙の【参考】を参照）において適用事業所を法人単位で管理する等の必要があるため

#### 2. 事業所関係の変更の届出

- (1) 法人の合併等により適用事業所に係る前記1.の(1)及び(2)に掲げる事項に変更があったときは、変更後のものを届け出るものであること。  
なお、適用事業所の名称、所在地についても変更があったときは、「適用事業所所在地・名称変更届」をあわせて届け出る必要があること。
- (2) 適用事業所の事業主に変更があったときは、変更前の事業主の氏名及び住所、変更後の事業主の氏名及び住所、変更年月日について、変更後の事業主の署名又は記名押印により届け出るものとし、変更前の事業主による連署は求めないこと。

#### 改正の趣旨

届出に係る負担軽減を図るため

#### 3. 様式

前記1.並びに前記2.の(1)及び(2)の様式が必要である場合は、兵庫県建築健康保険組合にお申し出願います。

【参考】

短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大について  
(平成28年10月施行)

1 適用拡大の5要件

- (1) 週の労働時間が20時間以上あること
- (2) 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
- (3) 勤務期間が1年以上見込まれること
- (4) 学生を適用除外すること
- (5) 規模501人以上の企業(特定適用事業所)を強制適用対象とすること

2 事務処理方法等の整理(今後、以下の点について整理し、省令で規定する予定)

- (1) 特定適用事業所に該当したとき、該当しなくなったとき等の届出
- (2) 短時間被保険者の資格取得の届出
- (3) 一般被保険者と短時間被保険者間の区分の変更の届出
- (4) 新規適用届等への届出事項の追加

平成27年3月17日 社会保障審議会(年金事業管理部会)資料より